

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、事業活動総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

なお、ご契約者と記名被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

* 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

1. 事業活動総合保険の概要

■事業活動総合保険は、「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」「賠償責任担保条項」「傷害等担保条項」および「工事の目的物補償特約」の5つによって構成されています。

各項目（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです。選択いただいた契約プラン（マルチリスクプラン、賠償プラン、傷害プラン）によりセットできるユニットなどが異なります。詳しい内容につきましては、パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ユニット	概要
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が所有する設備・什器や商品・製品などの動産に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
工事物ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が施工する工事の目的物に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および営業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
傷害ユニット	補償対象者が記名被保険者の業務に従事している間に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合において、記名被保険者が法定外補償規定（災害補償規程）などに基づき補償対象者またはその遺族の方に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2. 保険期間

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

■保険責任は保険期間の初日の午後4時（保険契約申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

3. 保険金額の設定

■ユニットごとに1回の事故（賠償ユニットでお支払いする損害賠償金については保険期間中の通算）でお支払いする保険金の限度額を保険金額として、お客さまが必要とされる金額で設定いただきます。

■傷害ユニットでお支払いする保険金のうち、ケガなどをされた役員や従業員などに支払う補償金につきましては、法定外補償規定（災害補償規程）などに定める補償金の額の範囲内の額を、保険金額として設定いただきます。なお、お支払いする補償金の額は、保険金額または法定外補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額が限度となります。また、他の保険契約など（※）により支払われるべき保険金がある場合には、他の保険契約など（※）から支払われる保険金の額と合算して法定外補償規定などに定める補償金の額を限度に保険金をお支払いします。

■実際の保険金額につきましては、保険契約申込書をご確認ください。
■お支払いする保険金の種類などによっては、お支払いする保険金の限度額が個別に設定されています。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（※）労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

4. 自己負担額（免責金額）の設定

■保険契約によっては、自己負担額が設定されることがあります。ご契約の際には、ご契約者の自己負担額について、保険契約申込書または普通保険約款をご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 保険料

■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

■売上高、延床面積、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。

■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。

■分割払の場合には、保険料の額、払込手段等により、保険料が割増となる場合があります。

■保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

■分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生したときには、未払込保険料を請求させていただく場合があります。

■分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかつたり、保険契約が解除される場合があります。

■保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。

6. 解約と解約返れい金

■ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

7. 告知義務・通知義務

1 告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

■保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

（2）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた

場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

2 通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

<通知事項>

- 保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること（※1）
- 法定外補償規定などの変更（※2）

(※1) 保険契約申込書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご連絡いただく必要はありません。）

(※2) 傷害ユニットがセットされている場合にかぎりです。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
- (4) 保険契約者または記名被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- (5) 長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約または疾病入院医療保険金支払特約がセットされている場合、これらの特約の被保険者は、保険契約者に対し、これらの特約（その被保険者に係る部分にかぎりです。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、保険契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

■ この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害、損失、費用または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

【各ユニット共通】

- ① ご契約者または記名被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 核燃料物質等の有害な特性による損害

【物損害ユニット】

- ① ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ② 保険の対象の欠陥、自然の摩滅・消耗・劣化、性質によるさび、かび

【工事物ユニット】

- ① ご契約者、記名被保険者または工事現場責任者の重大な過失または法令違反
- ② 養生の不備による風、雨、雪、雹または砂塵の吹込み

【休業ユニット】

- ① ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ② 国または公共機関による法令等の規制
- ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除き

ます。 など

【賠償ユニット】

- ① 記名被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ② 次のいずれかの業務の遂行に起因する損害
 - ・ 医療行為
 - ・ 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
 - ・ 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、建築士等がその資格に基づいて行う業務

【傷害ユニット】

- ① ご契約者、記名被保険者、補償対象者の故意
- ② 補償対象者の自殺行為、犯罪行為

【長期障害所得補償特約がセットされている場合】

初年度契約の保険期間の開始時またはこの特約の被保険者となった時より前に被った身体障害を原因とする就業障害
ただし、初年度契約の保険期間の開始時より前に被った身体障害を原因とする就業障害であっても、初年度契約の保険期間の開始時またはこの特約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した就業障害に対しては保険金をお支払いします。 など

【疾病入院医療費用補償特約または疾病入院医療保険金支払特約がセットされている場合】

初年度契約の保険期間の開始時またはこれらの特約の被保険者となった時より前に被った疾病を原因とする入院または先進医療等
ただし、初年度契約の保険期間の開始時より前に被った疾病を原因とする入院または先進医療等であっても、初年度契約の保険期間の開始時またはこれらの特約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院または受けた先進医療等に対しては保険金をお支払いします。 など

9. 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかつた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2) この保険では、損保ジャパンが記名被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害（※1）の額、損害（※1）の程度および損害（※1）の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書 など ■ 工事物ユニットにおける損害 写真、図面（写）、請負契約書、工事費内訳書 など ■ 休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書 など ■ 賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、

		被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ■傷害ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	記名被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など
⑦	質権設定がされている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払い内容を記載した支払内訳書 など

- (※1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払いの対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。
- (※2) 保険金は、原則として記名被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (4) (3)の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

10. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いませぬ。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

11. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

12. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

13. その他ご注意いただきたいこと

- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

14. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

● 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】<https://www.sompo-japan.co.jp/>

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

<受付時間>

平日 : 午前9時～午後8時

土日祝日 : 午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

● **保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）**

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808

<通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

インターネットホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

● **事故が起こった場合**

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。